

令和 4 年度事業報告

I. 一般会務報告

一、薬事関係業態事項(令和 3 年度衛生行政報告例による)

薬局	61791	(令和 3 年度末現在)
店舗販売業	28516	(〃)
薬種商販売業	73	(〃)
配置販売業	5550	(〃)
配置従事者	10516	(〃)
卸売販売業	13030	(〃)
特例販売業	658	(〃)
(〃)		

登録販売者数 358,483 令和 4 年度までの登録販売者試験累計合格者数
(薬事日報社調べ)令和4年度合格者数 24707

平成 21 年度薬種商数 12,140(平成 21 年 12 月 3 日厚生労働省薬事関係業態数調)
平成 21 年度全薬協会員数 10,017

※各都道府県の当初の合格発表後、これまでに取消等になった合格者が除かれており、都道府県の当初発表と異なる可能性がある。また、同様の理由により、以後合格者数が変動する可能性がある。

二、各会議報告並びに文書連絡事項

全薬協発 第 1 号～第 23 号
全薬協役発 第 1 号～第 4 号
全薬協委発 第 1 号

三、主たる会議・議題

1. 常務理事会 1 回

【第 1 回】令和 5 年 2 月 7 日(火) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

(一) 審議事項について

- ① 令和 5 年度事業計画(案)の承認について
- ② 令和 5 年度収支予算(案)について
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みについて

(二) 報告事項について

- ① 職務執行状況について
- ② 令和 4 年度決算最終見込みについて
- ③ 役員改選について
- ④ 大阪府医薬品登録販売者協会で行われた会議について
- ⑤ 今年度 3 月末をもって閉会する協会について
- ⑥ 今後の日程について
- ⑦ 令和 5 年度研修カリキュラムについて

(三) その他

2. 理事会 2 回

【第1回】令和4年4月27日(水) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

(一) 審議事項について

- ① 令和3年度事業報告(案)の承認について
- ② 令和3年度決算(案)の承認について
- ③ 定時社員総会開催日程等について
- ④ 『登録販売者に対する研修の実施に係る取り扱いについて』(薬生発第0329号/令和4年3月29日)発出に伴う全薬協生涯学習研修プログラムの見直しについて
- ⑤ 公益社団法人の事業内容変更届について
- ⑥ 全薬協登録販売者生涯学習研修実施機関届の提出(提出先:厚生労働大臣)について
- ⑦ 全薬協会費について
- ⑧ 全薬協就業規則の改正について

(二) 報告事項

- ① 職務執行状況について
- ② 令和3年度改正薬事関係法規施行について
- ③ 指針・手順書・社内規程モデルの提供について

(三) その他

【第2回】令和5年2月7日(火) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

(一) 審議事項について

- ① 令和5年度事業計画(案)の承認について
- ② 令和5年度収支予算(案)について
- ③ 資金調達及び設備投資の見込みについて

(二) 報告事項について

- ① 職務執行状況について
- ② 令和4年度決算最終見込みについて
- ③ 役員改選について
- ④ 大阪府医薬品登録販売者協会で行われた会議について
- ⑤ 今年度3月末をもって閉会する協会について
- ⑥ 今後の日程について
- ⑦ 令和5年度研修カリキュラムについて

(三) その他

3. 監査会 2回

【第1回】令和4年4月27日(水) 書於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

審議事項について

令和3年度決算監査について

【第2回】令和5年2月7日(火) 於全薬協(オンライン参加者含む)

《 議 題 》

審議事項について

令和4年度中間決算監査について

4. 定時総会 1回

令和4年6月21日(火) 於全薬協 書面決裁(新型コロナウイルスの影響により)
《 議 題 等 》

(一) 議事進行について

議 長 小野 義廣

副議長 瀧山 長利

(二) 審議事項について

- ① 第1号議案 令和3年年度決算(案)の承認について
- ② 全薬協会費規程変更(案)について
- ③ 東海・北陸ブロック推薦理事候補について

5. 認定委員会 1回

【第1回】令和4年12月9日(金) 於ビジョンセンター浜松町

(一) 審議事項について

- ① 委員の委嘱について(委員の変更)
- ② 研修認定登録販売者制度実施要項の改正について
- ③ 令和4年度生涯学習研修会カリキュラムについて
- ③ その他について(追加議題)

(二) 報告事項

令和3年度の生涯学習研修の受講状況について

四、人 事 (敬称略)

都道府県名	新会長名	前会長名
宮城県	日野 宏之	佐藤 正敏

五、叙勲・褒章・厚生労働大臣表彰・その他の表彰(敬称略)(本部報告分)

1. 叙 勲

旭日双光章 穴見 親 (熊本県)

旭日単光章 安澤 瞳 (岐阜県)

旭日単光章 黒田 美喜 (京都府)

2. 厚生労働大臣表彰

北井 誠司 (神奈川県)

牧野 京一 (三重県)

小川 美枝子 (徳島県)

3. 知事表彰・功労者表彰

北井 誠司 (神奈川県)

六、会員物故者(本部報告分)合計 10名

宮城県 1名 埼玉県 1名 千葉県 1名

福井県 1名 静岡県 2名 京都府 2名

香川県 1名 福岡県 1名

七、災害関係事項(敬称略)(本部報告分)

本年度報告なし

II. 目的及び事業(定款第3条、第4条)

本協会は、登録販売者の倫理的及び職能的水準を高めるとともに、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に貢献し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

1. 登録販売者の職能の向上及び薬業の発展に関する事業
2. 薬事に関する講習会、研修会などの開催に関する事業
3. 薬事情報の収集及び伝達に関する事業
4. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に関する事業
5. 機関紙及び薬事関係図書の刊行と斡旋に関する事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要なる事業

III. 令和4年度重点事業概要

上記目的及び事業並びに事業計画に基づき、本年度は次の2点の公益事業を軸に以下の各事業を実施した。

1. 登録販売者研修支援・活性化事業及び研修認定登録販売者事業
2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及啓発事業

重点事業1の事項

一、「登録販売者生涯学習研修実施要項」の作成・配布

- ・「研修省令(令和3年厚生労働省令第133号)」及び「登録販売者に対する研修の実施に係る取扱いについて(薬生発0329第4号/令和4年3月29日)」(以下、登録販売者外部研修の項目において「令和4年通知」という。)中の「登録販売者外部研修実施機関」の適格要件を充足した、「登録販売者生涯学習研修実施要項」を作成し、これを登録販売者外部研修を実施する地方協会(以下、「実施地方協会」という。)に配布した。

令和4年度 研修カリキュラム

講座	A 講座の内容と『今日のOTC薬 第5版』との対応
第1講座	『水虫(たむしを含む)かも』【関連チャート】「みずむし」:P85～87
	【解説】みずむし治療薬 P408～413 【マトリックス】みずむし治療薬P88～89 【便覧】みずむし治療薬 P414～419
第2講座	『痛みを主訴としない主に胃の症状』【関連チャート】「胃腸薬」:P24～27
	【解説】胃腸薬 P204～215 【マトリックス】胃腸薬P28～29 【便覧】胃腸薬P216～229、漢方製剤 P590～592
第3講座	【特別講座】『育児に対する話題と家庭薬』
	【解説】小児に対する OTC の選択:P624～631
第4講座	『倦怠感、疲労、栄養不足による諸症状』【関連チャート】滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸:P116～119
	【解説】 滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸 P550～557 【マトリックス】 滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸 P120～121 【便覧】 滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸 P558～575、漢方製剤 P610

第5講座	『漢方製剤』【関連チャート】漢方製剤：なし
	i. 漢方の歴史(古方、後世方、中医学)、ii. 漢方的なお客様の状態の把握の仕方 iii. 承認制度と体力表記等の説明、iv. 代表処方を4処方前後説明 【解説】漢方製剤 P556～583 【マトリックス】漢方製剤 P584～585 【便覧】漢方製剤 P586～617
第6講座	『胃痛及び腹痛(便秘を伴わない)』【関連チャート】「胃腸薬」：P24～27
	【解説】胃腸薬 P204～215 【マトリックス】胃腸薬P28～29 【便覧】胃腸薬P220、漢方製剤 P592

二、研修プログラム(研修カリキュラム及び到達度確認テスト等)を策定・配布提供

- ・「令和4年度登録販売者生涯学習研修会実施要項」に基づいて策定した、登録販売者外部研修実施に必要な研修カリキュラム及び到達度確認テスト等を実施地方協会に配布した上で、実施地方協会に対して、令和4年通知に準拠した外部研修の実施を依頼した。

三、研修認定委員会の開催

外部の学識経験者を含む委員によって構成される『登録販売者研修認定委員会』を開催し(令和4年12月9日)、実施地方協会に対して企画・提供する「研修実施要項」・「研修カリキュラム」・「到達度確認テスト」等の内容が登録販売者において学習するに適切なものであるように審査を受け、提言を頂いた。

四、研修認定登録販売者の認定

認定に必要な研修受講単位を取得した者を認定登録販売者として認定証を発行した。

五、第55回全国統一薬事講習会の開催

- 実施期間 10月13日から3月5日(33道府県)
- 受講者数 集合992名 通信1724名 合計2716名
- 講師 各都道府県薬務主管課担当者及び学識経験者
- 講義演題 一般用医薬品販売制度改正関係、薬事行政における最近の動向等

六、各地方協会が主催する薬事講習会への支援と参加

- 実施期間 随時
- 講師 各都道府県薬務主管課担当者及び学識経験者

七、厚生労働省の後援名義の使用に対する許可を受ける。

全薬協生涯学習研修に関しては、厚生労働省から後援名義の使用につき許可を受けた。(年間2回)

八、厚生労働省『登録販売者の資質向上のあり方に関する研究(分担研究者：赤池 昭紀 京都大学薬学研究科 名誉教授)』班によるヒアリング対応

- ・令和4年7月6日、令和4年8月5日厚生労働省『登録販売者の資質向上のあり方に関する研究(分担研究者：赤池 昭紀 京都大学薬学研究科 名誉教授)』班によるヒアリングへの対応を行った。

重点事業2の事項

一、医薬品に関する最新適正情報の利用促進事業

1. 薬事制度に関する最新適正情報を収集・整理した上で、これを実施地方協会、会員、外部研修受講者等に提供。以下、内容の一部列挙。
 - ① 法令遵守体制の確保に関する改正薬機法(令和元年法律第63号)の施行に係る薬事関係法規の令和3年8月1日施行分及びその関連通知等(「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインに関する質疑応答集

(Q&A))に関する事項

- ②「管理者省令(令和3年厚生労働省令第132号/関連通知:薬生発0730第12号・令和3年7月30日)」及びその関連通知等に関する事項
- ③「改正登録販売者制度(最終改正関連通知:薬生発0329第5号・令和4年3月29日)」に関する事項

二、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に関する広報運動の支援事業

- ① 国民のセルフメディケーションを積極的に推進するため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)より提供いただいた、一般用医薬品を正しく使用するための啓発資材3種、一般社団法人くすりの適正使用協議会からは高齢者向け薬の飲み方に関する啓発資材「あなたのくすりいくつ飲んでいますか」リーフレットの提供と会報全薬協への掲載許可(令和4年7月号)、そして日本OTC医薬品協会から「OTC 医薬品ハンドブック」の提供を受け、実施地方協会に配布した。
- ②「薬と健康の週間」にあわせて、厚生労働省作成の活動実施のための啓発資材として、ポスター及びリーフレットの提供があり、これらを各地方協会にそれぞれ送付してOTC医薬品の正しい使い方についての運動を街頭などで展開していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭等で活動することが難しくなった。そのため啓発資材を、通信研修の資料とともに送り、各役員・会員の店頭での配布用として用いることにより、活動を継続して行った。
- ③ 薬物乱用防止啓発運動 麻薬・覚せい剤等の撲滅は社会的急務であり、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」等の啓発運動においても②同様、組織を挙げて協力し、全国で多くの会員が協力した。
- ④ 献血運動の推進 ②、③同様組織を挙げて協力は惜しまなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大影響の恐れから活動を自粛するところが多かった。

三、機関誌「会報全薬協」第627号から第632号を発行し、最新適正情報を提供した。

四、法令遵守体制の確保に関する改正法への対応、管理者省令、改正登録販売者制度への対応

①法令遵守体制の確保に関する改正法への対応

- ・薬局開設者・医薬品販売業者の法令遵守に関するガイドラインの発出(薬生発第13号:令和3年6月25日)に伴う対策を講じた。上記ガイドラインは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)により、令和3年8月1日から、薬局開設者・医薬品販売業者等は、法令遵守体制の整備が義務付けられたことから、その具体的内容の指針を示すものである。法令遵守体制の整備措置として、指針・手順書・社内規程の作成・備置が必要となったことから、全薬協では、指針・手順書・社内規程モデルを作成し、配布した。

②管理者省令、改正登録販売者制度への対応

- ・「管理者省令(令和3年厚生労働省令第132号/関連通知:薬生発0730第12号・令和3年7月30日)」及びその関連通知等に関する事項及び「改正登録販売者制度(最終改正関連通知:薬生発0329第5号・令和4年3月29日)」に関する事項については、会報全薬協に掲載し、その周知を図った。また、これをHP上に公開した。

五、地域医療への貢献

一般用医薬品の販売の専門家として地域の軽医療に貢献するために、医薬品の適正な情報を提供するとともに相談応需にも努めた。平成28年度施行の『地域包括ケアシステム』と登録販売者の関係につき、統一講習会の研修テーマとして取り上げ、その周知を図った。

六、薬業関係団体との協調

医薬品の販売制度の改正に関して、公益社団法人日本薬剤師会を中心とした関係薬業団体や薬害被害者の関係者等とも積極的に懇談の機会をもち、当面する諸問題の解決を図った。また、OTC医薬品販売の専門家の職能団体として、行政と連携し医薬品の適正使用に関する啓発や知識の普及等の事業を推進した。

その他の事業

一、日常業務に必要な薬事及び医薬品情報の収集と伝達

薬機法施行に伴う法令の順守の為に、種々の研修を実施するとともに、「名札」「掲示物」「管理記録簿」「研修手帳」を、引き続き会員に配布した。セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に関する情報の収集・提供・啓発に努めた。一般用医薬品の適正販売等を確保するための「指針及び手順書,社内規程」のモデルを示し、各会員に周知するよう地方協会に配布した。

二、図書等の斡旋 会員に必要・有益な薬事関係図書を選定し、各地方協会等を通じで斡旋した。

三、登録販売者のリスク対策 医薬品の販売時におけるミスやトラブルに対応するため保険会社と協議し、その内容を改訂し機関誌に掲載し加入促進に努めた。

四、会員の確保と組織の強化

公益社団法人に認定されたことにより、更なる財務の透明化、情報開示、ガバナンス(内部統治)の徹底を図ることにより、組織の拡充と強化を図り、新規入会者の加入促進に努めた。